

茨城県工業技術研究会会則

昭和50年 9月27日制定
昭和62年 7月14日改正
平成5年 9月2日改正
平成7年 6月23日改正
平成9年 6月19日改正
平成14年 7月11日改正
平成27年 6月17日改正

(名称)

第1条 この会の名称は、茨城県工業技術研究会（以下「研究会」という。）という。

(目的)

第2条 研究会は、会員の技術力の向上を図るため、茨城県工業技術センター（以下「センター」という。）との連携を密にし、会員相互の研究並びに意見の交換、新しい技術の紹介などを行い、工業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)工業技術に関する研究会、発表会、講習会、見学会、研修、交流等
- (2)センターとの連携による試験、研究課題等に関する相談対応
- (3)工業技術に関する情報提供
- (4)工業技術に関する行政への要望とりまとめと政策提言
- (5)その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 会員は、技術力向上に関心をもつ法人、または個人をもって構成する。

- 2 入会を希望するものは、会長あて入会の申込をすることで入会することができる。
- 3 会長は、研究会と関係の深い者、学識経験者等を顧問又は特別会員とすることができる。

(会の運営)

第5条 この会を運営するため、会長1名、副会長2名、幹事若干名、会計幹事1名、会計監査2名の役員で構成する役員会を置く。

- 2 会長は、総会前の役員会において互選する。
- 3 副会長、幹事、会計幹事、会計監査は、会長が選任する。
- 4 会長は、研究会を代表し、会を総括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 6 会長は、研究会の年間行事の企画、予算編成、及びその実施を担当するため、運営委員を委嘱する。
- 7 役員会は会長が招集し、総会に付託すべき事項及び研究会の運営に関する事項を議決し執行する。
- 8 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。
 - (1)前年度の事業内容、及び収支決算
 - (2)当年度の事業計画、及び収支予算案
 - (3)当年度の役員、及び運営委員委嘱
 - (4)会則の変更
 - (5)その他役員会で必要と認めた事項
- 9 総会の議長は、会長をもって充てる。
- 10 役員及び運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会の組織)

第6条 この会の組織は、別紙の【茨城県工業技術研究会 組織図】のとおりとする。各々の技術部会の研究分野は、別に定める。

(会費)

第7条 会員は、会費として1口10,000円以上を納めなければならない。

- 2 必要があるときは、役員会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- 3 特別会員は、会費を免除する。

(その他)

第8条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第9条 この会の事務局は、茨城県工業技術センター内に置く。

第10条 この会則は、総会において、会員の過半数の賛成によって変更することができる。

第11条 脱会の際は、会長あて脱会の申し出をする。

- 2 脱会の際は、既納会費の払い戻しはしない。
- 3 会費を理由なく2年間納付しない場合は、自動的に会員資格が消失する。

(付則)

第12条 この会の運営に必要な事項は、役員会において定める。

第13条 この会は、昭和50年9月27日より発足する。